

路上生活者対策事業の紹介 (令和7年度実績報告)

路上生活者対策事業は、特別区内で路上生活を余儀なくされている方やそのおそれのある方（以下「路上生活者」という。）に対し、社会復帰や地域生活への移行に向けた支援を行うため、東京都と特別区が協定を締結し、平成12年から共同で実施している事業です。

本事業は、国による法整備に先駆けて開始されたものであり、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行後は、同法に基づく自立相談支援事業及び居住支援事業として実施しています。この事業に関する特別区の役割のうち、巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業、地域生活継続支援事業及び支援付地域生活移行事業については、共同処理事務として特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）が事業運営を担っています。

事業の拠点となる自立支援センター（以下「センター」という。）は、特別区を5つの地域（ブロック）に分け、各ブロックに1か所設置しています。各センターは、5年程度を目安に設置場所（区）を変更しながら運営しています。

◆巡回相談事業

巡回相談事業は、各区と連絡・調整のうえで、センターの相談員が地域を巡回し、声掛けや相談を通じて、路上生活者対策事業の情報提供・利用あっせん等を行います。比較的短期間で路上生活に至るケースも見られ、早期相談・早期支援につなげる取組みが重要となっています。

近年は生活困窮や住居喪失に至る要因が多様化しており、福祉制度や医療機関等につなぐ支援の重要性が高まっています。平成27年度から継続している看護師同行での巡回（各区月1回程度）では、路上生活者に対して医療従事者の視点から健診や受診勧奨などの医療支援を行っています。

令和8年冬の路上生活者数は、307人（路上生活者概数調査）（令和8年1月東京都実施）で、前年同期より40人減少しました。令

和7年度に巡回相談を行った延べ人数は3937人と前年度より618人減少しました。

◆緊急一時保護事業・自立支援事業

緊急一時保護事業は、特別区内の路上生活者に対して、一時的にセンターで宿泊支援（宿所・食事・入浴等の提供）を行い、心身の回復を図る支援をしています。また、自立に向けて本人の健康状態や就労意欲の把握、評価（アセスメント）なども行います。

本事業の利用者数は、平成20年度の3053人をピークに減少傾向が続いていましたが、令和5年度以降は増加に転じ、令和5年度は630人、令和6年度は729人、令和7年度は726人となっています（図1）。背景には、令和5年度末から令和7年度末にかけて全センターの居室が個室になったことや、令和6年度から女性等の受入れを開始したこと等の効果が考えられます。

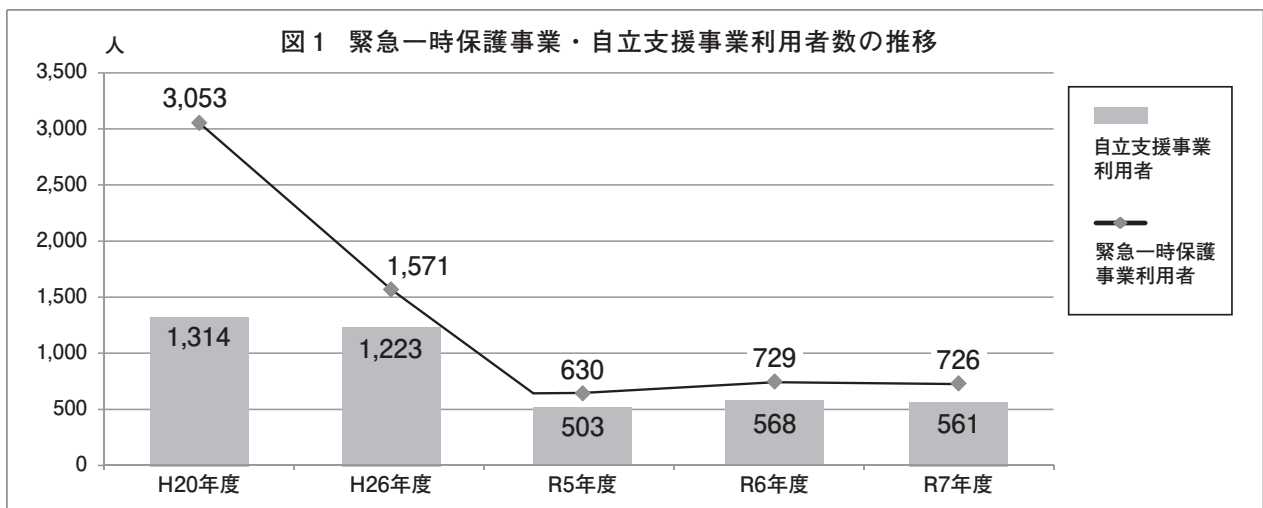
なお、利用者の年齢構成（図2）及び路上生活期間（図3）については、近年大きな変化は見られませんが、若年層の利用や路上生活期間が短い段階での利用が多く、早期支援につながるケースが増えています。

自立支援事業は、センター入所者に対して就労相談やその他生活相談、必要に応じて専門相談（住宅相談、法律相談、健康相談等）の機会を提供しながら、就労による自立や円滑な地域生活移行を支援しています。

就労支援にあたっては、就労意欲や生活状況に応じて段階的な支援を行うなど、継続した地域生活を見据えた支援に取り組んでいます。また、安定した就労及びその継続のため、就労相談についてはハローワークの職業相談員がセンターに常駐して支援しています。

令和7年度は、緊急一時保護事業を利用した方のうち74%が自立支援事業に移行しています。また、自立支援事業利用者の退所理由では、就労自立が50%を占めています。

図1 緊急一時保護事業・自立支援事業利用者数の推移



◆地域生活継続支援事業

地域生活継続支援事業は、センターで就労自立を果たし、センターからそれぞれの住宅等に転居した方を対象に、安定した地域生活が継続できるよう、訪問・電話による生活や就労面の相談・助言等の支援をしています。特に、地域生活への移行直後は生活環境の変化による不安を抱える方も多いため、孤立防止の観点から継続的な支援を行っています。

令和7年度は、就労自立した方の84%が本事業を利用し、相談件数は延べ4170件でした。生活や健康、仕事等に関する様々な相談・助言を受けられました。

◆支援付地域生活移行事業

支援付地域生活移行事業は、巡回相談を通じて借り上げ住宅（支援付住宅）への入居支援を行い、入居後は居住支援や見守り支援を実施しながら、各自が契約する住宅への転居までを一貫して支援する事業です。

本事業では、路上生活が長期化し、高齢となった方等の路上生活者に対して、本人の状況に応じた支援を行いながら、地域での安定した生活につなげていきます。

令和7年度は、37人が新たに支援付住宅を利用し、前年度からの利用者を含め29人が退所しました。退所者のうち、23人が生活保護や年金受給等により収入が確保され、地域生活へ移行しています。

特人厚では、今後も特別区及び東京都とともに、現に路上生活をしている方の「路上生活からの脱却」と、路上生活になるおそれのある方の「路上生活への移行防止」のために、本事業に取り組んでまいります。

（特別区人事・厚生事務組合厚生部）

図2 緊急一時保護事業利用者の年齢構成の推移

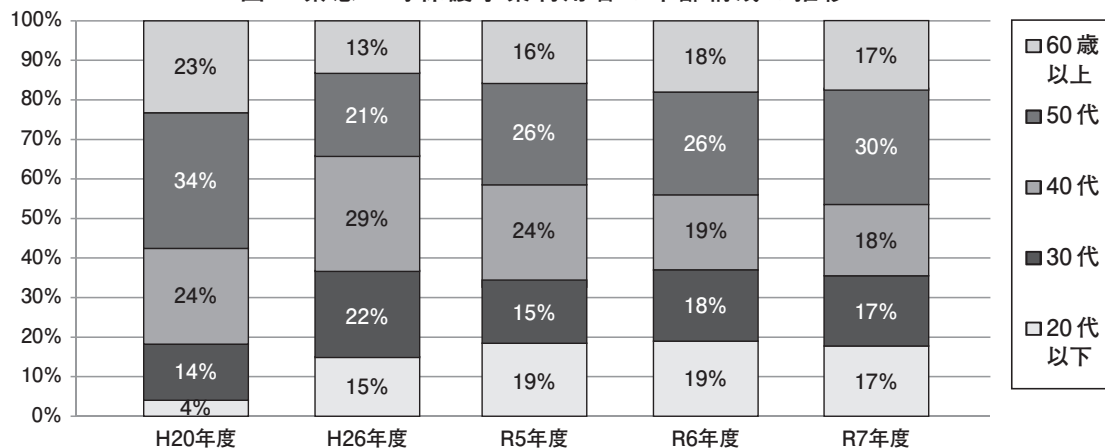


図3 緊急一時保護事業利用者の路上生活期間の推移

